

第 33 回 放射線モニタリング指針検討会 議事録

1. 開催日時 : 2022 年 6 月 7 日 (火) 13 : 30 ~ 15 : 30
2. 開催場所 : 一般社団法人 日本電気協会 4 階 D 会議室 (Web 会議併用)
3. 出席者 (順不同 , 敬称略)
出席委員 : 松永主査(中部電力) , 井門(四国電力) , 伊藤勝(富士電機) , 伊藤元(中部電力) ,
江崎(千代田テック) , 小田中(東芝エレクトロニクス) , 木村(日立 GE ニュークリア・エナジー) ,
五嶋(三菱重工業) , 菅田(北陸電力) , 中嶋(関西電力) , 西(電源開発) , 沼端(日本原燃) ,
東(九州電力) , 古川(東京電力 HD) , 南(中国電力) , 森井(日本原子力発電) ,
森藤(日本原子力研究開発機構) , 山下(日本原子力研究開発機構) ,
柚木(産業技術総合研究所) , 吉田(日本レイテック) (計 20 名)
代理出席者 : 湯浅(東北電力) , 鈴木副主査代理) , 鍋田(北海道電力) , 太田委員代理) (計 2 名)
常時参加者 : なし (計 0 名)
説明者 : 石塚(日本原子力研究開発機構) (計 1 名)
欠席委員 : なし (計 0 名)
事務局 : 原 , 米津 , 田邊 (日本電気協会) (計 3 名)
4. 配付資料
資料 33-1 第 32 回 放射線モニタリング指針検討会議事録 (案)
資料 33-2-1 第 16 回会合 放射線測定法シリーズ「大気中放射性物質測定法」の新規策定について
資料 33-2-2 「放射線モニタリング指針改定検討案」各班コメント集約表
資料 33-2-3-1 改定前後比較表 (案) 「表紙・目次・1 章 序論」
資料 33-2-3-2 改定前後比較表 (案) 「2 章 関連法規等」
資料 33-2-3-3 改定前後比較表 (案) 「3 章 プロセス放射線モニタリング (発電所) 」
資料 33-2-3-4 改定前後比較表 (案) 「4 章 エリア放射線モニタリング (発電所) 」
資料 33-2-3-5 改定前後比較表 (案) 「5 章 放出管理モニタリング (再処理施設) 」
資料 33-2-3-6 改定前後比較表 (案) 「6 章 管理区域内放射線モニタリング (再処理施設) 」
資料 33-2-3-7 改定前後比較表 (案) 「7 章 周辺監視区域境界近傍放射線モニタリング」
資料 33-2-3-8 改定前後比較表 (案) 「8 章 環境放射線モニタリング」
資料 33-2-3-9 改定前後比較表 (案) 「9 章 校正及び点検」
資料 33-2-3-10 改定前後比較表 (案) 「参考文献」
資料 33-2-4 IEC 規格調査比較表 (その 1) ~ (JEAG4606 への反映要否検討依頼) ~
資料 33-2-5 JEAG 4606 放射線モニタリング指針改正資料 (JIS 改正の確認)
資料 33-2-6 今後のスケジュール (案)

参考資料-1 原子力規格委員会 放射線管理分科会 放射線モニタリング指針検討会
参考資料-2 2021 年度活動実績及び 2022 年度活動計画
参考資料-3 2022 年度各分野の規格策定活動

5. 議 事

事務局より、本検討会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

(1) 代理出席者承認，会議定足数の確認，オブザーバ等承認，配布資料の確認

事務局より、配付資料の確認の後、代理出席者2名の紹介があり、分科会規約第13条（検討会）第7項に基づき主査の承認を得た。代理出席者も含めて出席委員数は22名であり、分科会規約第13条（検討会）第15項の開催条件の委員総数の3分の2以上の出席者数を満たしていることを確認した。

(2) 前回議事録の確認

事務局より、資料33-1に基づき、前回議事録案の説明があった。特にコメントは無く、正式議事録にすることで承認された。

(3) JEAG4606の改定について

1) 第16回会合 放射能測定法シリーズ「大気中放射性物質測定法」の新規策定について

森井委員より、資料33-2-1に基づき、第16回会合 放射能測定法シリーズ「大気中放射性物質測定法」の新規策定について説明があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 本内容は、第8章に関連するため、反映の要否について検討をお願いする。

2) JEAG4606の改定について

各担当委員より、資料33-2-2及び資料33-2-3シリーズに基づき、各担当別に説明があった。主な検討結果と質疑応答は以下のとおり。

【全体】

- ・ 法令等、及び、他の規格を引用している部分は、すべてゴシック体にする（『規格作成手引き』【附属書】規格文書の作成要領 6.他の規格の引用）。今回、未対応の章は、次回までに対応をお願いする。
- ・ 細分箇条の付番は、JEAG4610-2021「個人線量モニタリング指針」に合わせる。今回、未対応の章は、次回までに対応をお願いする。

【表紙・目次・1章 序論】

- ・ 1.1の目的の記述について、JEAG4610-2021「個人線量モニタリング指針」と同様な形に変更を行っていることが紹介された。

【2章 関連法規等】

- ・ 「関連法規等」にどのような文書を掲載すべきかについて議論になり、「引用規格」、「関連規格」などが、日本電気協会の『規格作成手引き』の中でどのような定義になっているかを事務局が調

べ、各委員に送付することとなった。

- ・ 作業を進めるうちに追加となる規格などが出てくると思うので、適時追加して行く。

【3章 プロセス放射線モニタリング（発電所）】

- ・ 3.2.2 (1) サンプリング箇所 の表題に関し、「その下に書いてある内容が表題と合っていないように感じる」とのコメントが前回検討会で出された。それについて、事務局で、本指針の過去の年版を調べてみた。1996年版では本文のかたまりと解説のそれが分離されて別頁になっていた。2003年版において、本文と解説を同じ頁に記載するという変更を行っていた。その際、解説にあった「サンプリング箇所」の表題が本文の上の位置に移動したことが分かった。本来は、3.2.2 サンプリング測定 の表題の下にすぐ本文、その下に「サンプリング箇所」の表題、その次に解説内容という順番が分かりやすいと考える。

1996年版と整合させるようにした方が良いと考える。2003年版で本文になったところを解説に含めるか、今の状態でタイトルだけを移動して整合を取るのか。

過去の経緯は、2003年版の改定時に、読者の使い勝手を考え、解説は本文の間にあった方が分かりやすいということで変更したものである。解説を同じ構成に入れるとうまい具合に繋がらなかったため、一部を本文の中に入れた。深い議論はなかったと記憶をしているが、1996年版の本文と解説の割り振りが合っているかということ、これはこれでどうかと思う。

4班で1996年度版と整合させるような形(サンプリング測定の本文の部分は生かして、項目を下げて、解説とするなど)での案を作成してもらい、それを各委員に確認頂き、その結果で変更の可否を決める方向で進めて行くこととなった。

- ・ 解説図3の「格納容器フィルタベント装置」の文字が縦文字になっている。他は横文字なので統一してほしい。

この図はすごく作りづらく、まだ完成した状態にはなっていない。事務局からフィルタベントの取り出し位置がおかしいとかというコメントもある。フィルタベントの図についてはBWRの解説図2と同じような形にしたいと思っている。図の作成については、事務局と相談しながら進めて行きたい。

【4章 エリア放射線モニタリング（発電所）】

- ・ 特定重大事故等対処施設(特重施設)関連の緊急時制御室及び空調機械室については、規制庁の特重関連の公開に関する考え方「特重施設を構成する名称ほかについては非公開とすべき」と言う情報があり、班内で議論した結果、上記を踏まえて記載しないこととした。従って4.2.1 4)は全て削除する。この経緯については、コメント集約表に記載しておく。
- ・ IEC61031 に準じて設置場所例の見直し/追加(特に主要通路と排気フィルター室の例示)を行うか班内で議論した結果、不要との結論になった。この精査及び協議した内容については、IEC規格調査比較表(資料33-2-4)に記載して残すこととする。

【5章 放出管理モニタリング（再処理施設）】

【6章 管理区域内放射線モニタリング（再処理施設）】

- ・ 特になし。

【7章 周辺監視区域境界近傍放射線モニタリング】

- ・ 前回検討会で出たコメントへはすべて対応した。その後、事務局からコメントがあった言葉の修正で、「中性子線」を「中性子」とすることに関しては次回までに対応する。
- ・ 7.5 (6)の文章「連続モニタの設置場所周辺は外部からの容易な侵入を対策にすることで」は、日本語として意味が通じないので、修正を行う。

【8章 環境放射線モニタリング】

- ・ 「緊急時モニタリング」の記載の過去の経緯について調査を行った。2015年の段階では、実施の主体が地方自治体側のため、本文には記載せず、解説にとどめるとした。このとき、実施主体を明確にして事業者の関わりを記載すべきとのコメントがあった。2018年の第24回検討会において、原子力災害対策指針補足参考資料として、平常時モニタリングも整備されたのを受け、改めて、緊急時モニタリングについても本指針に取り込むかどうかを検討することになった。現時点で、原子力災害対策指針補足参考資料の緊急時モニタリングにおいて、実施主体が明確になったため、今回の改定で記載することとした。
- ・ 放射能測定シリーズ No.35「緊急時における環境試料採取法」は、試料の採取方法の具体的な内容であり、基本的事項を記載している本指針に反映することは不要と判断した。
- ・ JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」に本指針が引用されているため、その内容を確認したところ、放射線測定設備の種類としてモニタリングポストが書かれており、さらにその測定、点検について記載されていた。もし、これらを本指針で引用するとすれば、測定は、7章に、点検は9章に、それぞれ解説として書くのはどうかと言う案を検討した。
JEAG4102の記載内容は、本指針の7章、9章でも書かれており、本指針の方がより具体的になっており、包含されている。従って、わざわざ解説として書く必要はないと考える。「引用規格」なのか、「参考文献」なのかどちらかに、JEAG4102が関連しているということを示しておけばよいと思う。
「引用規格」、「参考文献」等の定義を確認した上で、適切な場所にJEAG4102を記載する。
- ・ 8.4 a) 2)の「OIL」の言葉の定義がないので記載してほしい。括弧書き等で書いてはどうか。

【9章 校正及び点検】

- ・ 前回検討会で出た9.2 (3)のコメントは対応した。
- ・ 解説9-1 (5)の「2.3「JIS」及び「測定指針」に示されており」の「JIS」は最終的に改定される2.3の項目名称に変更する。
- ・ 解説9-1 (6)の「ISO/IEC17025の考え方に沿った品質を保証することが推奨されている」というのは、校正事業者に校正をしてもらうことを推奨しているということか。
この記載は、「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」の4その他4-2品質保証のところ、「放射性物質の濃度の測定データについては、ISO/IEC17025の考え方に沿って品質を保証することが望ましい」との記述があったので、それを反映したものである。

【放射線管理分科会への中間報告】

- ・ 事務局に確認したいが、放射線管理分科会中間報告には、こういった形の資料を用意すれば良いのか。

規格改定の概要と改定前後比較表の 2 つがあれば良い。規格改定の概要については、前回の放射線管理分科会で、このようなことで改定するというパワーポイントを出していたので、それをブラッシュアップする形で良いと考える。

改定前後比較表は、本日のコメントを反映したものを放射線管理分科会に提出する。

3) 今後のスケジュール

松永主査より、資料 33-2-6 に基づき、今後のスケジュールについて説明があった。

主な説明は以下のとおり。

- ・ 7月20日(水)の放射線管理分科会で中間報告、その後意見伺いを実施し、この意見を反映したものを、9月末の原子力規格委員会で中間報告を実施する(『細則』4.1 規格(改定を含む)の審議細則 (2) (c))。それに向けて資料準備を進めていきたい。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 事務局からスケジュールについて少し補足する。放射線管理分科会(以下、分科会)の中間報告で報告した後、1~2週間程度で各委員から意見を頂く。その意見を反映したものを原子力規格委員会の中間報告に出すことになる。分科会の中間報告へ出す資料は、改定の概要と改定前後比較表の2点セット、原子力規格委員会へは、更に、分科会の意見対応表が必要となる。

分科会の中間報告の出席者は、これまでの例では、主査、副主査、(質疑応答対応に)必要な委員である。

分科会の資料は、2週間前に出来上がっているのが理想と思う。これは、分科会各委員への資料配布が原則1週間前、その前に分科会三役に事前に見てもらい、意見を伺うことになっているためである。

- ・ 以上から、7月6日までに本日のコメントを反映した改定前後比較表を完成させる必要がある。従って、各委員には6月末までに上記資料を提出頂くよう主査から依頼を出す。

(4) その他

- ・ 事務局より、参考資料-2及び参考資料-3に基づき2022年度活動計画等について報告があった。
- ・ 事務局より、委員倫理に関する資料の周知の経緯等についての説明があった。

以上